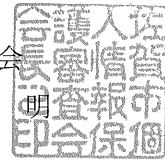


答 申 第 1 9 号  
平成20年10月28日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会  
会 長 村 上 英



佐賀市個人情報保護条例第9条第1項に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第9条第1項に基づき、平成20年10月10日付け佐市福総第556号により諮問がありました地域福祉支援システムによる保有個人情報の電子計算機処理の開始については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

なお、個人の権利利益の保護を図るため、特に次の点に配慮することを要望します。

- 1 本システムの運用においては、佐賀市個人情報保護条例を遵守することはもちろん、佐賀市社会福祉協議会との個人情報の共有の際は、協定書等に佐賀市個人情報保護条例に基づき、個人情報の取扱いに関し必要な措置を盛り込むこと。